

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例（平成16年ニセコ町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「様々な交流」を「さまざまな交流」に改める。

第2条《第2番目の段落〔名称 ニセコ駅前温泉…〕及び第3番目の段落〔位置 虹田郡ニセコ町…〕》を次のように改める。

名称	位置
ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	ニセコ町字中央通33番地外

第5条第4号中「展示会、その他」を「展示会その他」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ホールのみを使用する者及び就学前児童は、無料とする。

第8条中「既納の使用料は」を「既に納付した使用料は、」に改める。

第9条中「使用者が」を削り、「あたって」を「あたり使用者が」に改める。

第10条ただし書中「事」を「こと」に改める。

第12条第1項中「町長は、」を「町長が」に改め、「指定管理者に、」を削り、「により、」を「により」に改め、同条第2項中「使用者は」を「使用者は、」に改め、同条第3項中「別表の定めによる使用料の」を「別表第2に定めた」に改める。

第15条中「既納の利用料金は」を「既に納めた利用料金は、」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、」を「指定管理者が」に改める。

第16条中「第7条及び第8条の規定は、」を削り、「、指定管理者の収入として收受させる場合は」を「指定管理者の収入として收受させる場合は、第7条及び第8条の規定を」に改める。

第17条の見出し中「指定管理者が行なう業務」を「指定管理者が行う業務」に改め、同条第1項第3号中「休館日を」の次に「臨時的に」を加える。

第18条の見出し中「指定管理者が行なう管理の基準」を「指定管理者が行う管理の基準」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

使用料（入館料）

使用の区分	使用の単位	使用料	摘要
入館料	大人	1回券	800円
		12回券	8,000円
小人		1回券	300円
		12回券	3,000円

入館料（ニセコ町民）	大人	1回券	600円	小学生及び中学生
		12回券	6,000円	
	小人	1回券	250円	小学生及び中学生
		12回券	2,500円	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

利用料金（貸室料）

利用の区分			上限利用料金	摘要
貸室料	休憩室	1室当たり 2時間1単位	1,100円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。30分増すごとに1室当たり275円加算する。
	研修室1・2	1室当たり 2時間1単位	3,300円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。30分増すごとに1室当たり825円加算する。
	小浴場	1時間	1,200円	開室時間は午前10時から午後9時までとする。30分増すごとに1室当たり600円加算する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提案理由

近隣自治体の類似施設の使用料改定などに伴い、町外利用者が増加し当該施設が混雑する状況が常態化しつつある。綺羅乃湯の安全・衛生的環境の管理、また昨今の物価上昇の影響による経費等の増加による経営安定化に向け、令和8年7月1日からの使用料を見直すため。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条（条例制定等の手続き）による町民参加等

（1）内容の公表

公表（縦覧）	期間 令和8年2月3日から令和8年2月16日
	場所 ニセコ町掲示板、商工観光課窓口及び ニセコ町公式ホームページ
意見の受付期間	令和8年2月3日から令和8年2月16日
意見の有無	無